

①歯科初診料注 1

当院は歯科初診料注 1 につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

②歯科外来診療医療安全対策加算 1

歯科外来診療医療安全対策加算 1 につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

当院は歯科初診料注 1 に該当する歯科医院であり、歯科診療に係る医療安全対策を行っています。

院内感染 対策に係わる研修の 定期的な 受講ならびに従業者への 定期的な研修の実施

口腔内で使用する歯科医療機器などに対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策を講じています。

設置装置等：高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）

緊急時における連携保険医療機関は下記の通りです。

地方独立行政法人神戸市民病院機構

神戸市立西神戸医療センター

電話：078-997-2200

③医療情報取得加算

医療情報取得加算につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制を有しています。

④医療 DX 推進体制加算

医療 DX 推進体制加算につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。